諮問番号：令和２年度諮問第 ５ 号

答申番号：令和２年度答申第１７号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年１１月２９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

本件処分に係る返還額３，１２８，５１９円を大阪府知事等に引き受けていただきたい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人の母の未支給年金について

審査請求人は、審査請求人の母（以下「母」という。）の死亡（平成３０年１月２９日）後、母に年金の受給権があったが未請求であることが分かったため、裁定請求手続きを行ったところ、遡及可能な５年分（平成２４年１２月分から平成３０年１月分まで）の未支給年金（以下「本件年金」という。）を、平成３０年６月１５日に受給したものである。

本件年金は、受給権が生じた日から平成３０年１月２９日までは母の資力であり（「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の６の答（１））、母の死亡日以降は審査請求人の資力と認められることから（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１９条）、審査請求人世帯は、保護の開始時から本件年金受給までの間、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

（２）費用返還額の決定について

処分庁は、審査請求人から申し出があった年金裁定請求時の戸籍謄本請求に係る費用を必要経費として、また、非指定医療機関に受診した際の医療費（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和３８年課長通知」という。）第８の問４０の答及び「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成２４年課長通知」という。）１（１））を自立更生費等として、それぞれ本件年金受給額から控除した額を費用返還額として決定しており、処分庁の判断過程に違法又は不当な点は見当たらない。

なお、審査請求人は、医療負担１０割である生活保護と国民健康保険との差額について主張しているが、法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されているため、返還額に医療費１０割分が含まれるのが相当である。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年６月　４日　諮問書の受領

令和２年６月　５日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月１９日

口頭意見陳述申立期限：６月１９日

令和２年６月１０日　審査請求人からの主張書面等（６月６日付け）及び口頭意見陳述申立書（６月６日付け）の受領

令和２年６月１８日　第１回審議

令和２年７月　３日　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

令和２年７月１０日　大阪府行政不服審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和２年８月１３日付け〇〇〇〇第５０９１号）

令和２年７月２８日　第３回審議

　令和２年８月２０日　第４回審議

　令和２年９月１０日　第５回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第１０条は、「世帯単位の原則」について規定しており、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。

（３）法第６３条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（４）厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第３７条第１項は、「保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。」と定めている。

（５）国民年金法第１９条第１項は、「年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができる。」と定めている。

（６）昭和３８年課長通知の第８の問４０の答は、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。（後略）」とし、経費として、「実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」を記し、イにおいて、「当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額」と記されている。

（７）平成２４年課長通知の１（１）は、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、次に定める範囲の額の一つとして、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。（後略）」と記されている。

（８）問答集の問１３の６の答（１）には、「国民年金法第１８条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。（後略）」と記されている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年６月２１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、母と同一世帯での法による保護を開始した。

（２）平成３０年１月２９日に母が死亡した。

（３）平成３０年５月２３日に、処分庁は審査請求人の自宅を訪ね、審査請求人から、本件年金３，１７１，８８６円が同年６月に振り込まれる予定であることを確認した。

（４）平成３０年７月２日、処分庁は、同年６月１５日に、審査請求人の普通預金口座に本件年金３，１７１，８８６円が振り込まれたことを確認し、審査請求人に対して、収入申告書を提出するように依頼した。また、同年７月２日付けで提出された収入申告書の「２　年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等の収入」の有無については、「有」と記載されており、「受給者の氏名」の欄には「〇〇〇〇〔審査請求人〕」、「年金、恩給、手当等の種類」の欄には「年金」、「受給額（月額又は年額）」の欄には「￥３１７１８８６」と記載されている。

（５）平成３０年８月９日付けの年金ケース連絡票に記載の「Ｈ３０年６月支払３，１７１，８８６円の明細」によれば、本件年金３，１７１，８８６円の内訳は、平成２４年度１２月分から平成２９年度１月分までの母に係る未支給年金であることが確認できる。

（６）平成３０年１０月３１日に、処分庁はケース診断会議を開き、審査請求人が受給した本件年金に係る自立更生のための用途に供されるとして認める額及び資力の発生日について検討を行った。ケース診断会議記録票の「会議結果（内容及び結論）」の欄には、「母の未支給年金については、法６３条決定とするが、自立更生のための用途に供される額として認めるものについて検討した。①戸籍謄本請求にかかる手数料・交通費は、必要経費として認定する。（中略）④国民健康保険給付費返還金については、保護受給後に非指定医療機関に受診したために発生したものであり、本来であれば、協議の上で医療扶助として認められるものであることから、今回の医療費分全額について認めるものとする。（→金額確認を要す）（中略）その他、資力発生日についての考え方について再議論。母の死亡日が、資力の発生日と考えると、全額返還対象にはならず、保護停止・廃止となる可能性が生じる。本庁実施要領担当に、本ケースについて確認を行い、資力発生日を確認するものとする。※＜回答＞保護開始以降に支給した保護費を上限に、法６３条による返還となる。」と記載されている。

（７）平成３０年１１月２９日付けで、処分庁は、平成２９年６月２１日から平成３０年１１月までに支給した保護費のうち、必要経費１，３５０円及び免除額４２，０１７円を差し引いた３，１２８，５１９円について、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、法第６３条に基づき返還決定する本件処分を行った。

（８）平成３０年１２月１８日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）年金の受給権は、前記１（８）のとおり、受給者に支給事由が発生した日に生じ、受給権者が裁定請求を行って裁定を受けると、支給事由の発生日に遡って支給されると解されている。

すなわち、母の本件年金に係る受給権発生日は、母に本件年金の支給事由が生じた日であり、仮に、母が裁定請求を行って裁定を受けていた場合には、消滅時効にかからない最大５年分の年金が、受給権発生日に遡って母に支給されていた。この遡及支給分については、法上、母の「資力」と解されるが、母は裁定を受けないまま死亡したので、母に対して、支給した保護費の法第６３条に基づく費用返還を求めることは不可能である。

（２）他方で、審査請求人が取得した本件年金の受給権は、母が有していた受給権を承継取得したものであり、それを自己の名で支給申請し、支給決定を受けたことによって、これを確定的に取得し、本件年金の支払いを受けたと解される（最高裁判所第三小法廷平成７年１１月７日判決）。

（３）本件についてみると、審査請求人は、保護開始日から母と同一世帯として保護を受給しており、死亡後も継続して保護を受給していた。よって、審査請求人は支給決定によって本件年金の受給権を確定的に取得したとはいえ、本件年金の受給権は、母に年金支給事由が発生した日に既に生じていたものであり、本件の事情の下では、保護開始時より審査請求人世帯の資力であったとみることができる。

（４）なお、医療負担が１０割である生活保護と国民健康保険との差額については、法第６３条に基づく返還対象となる「保護に要する費用」には、生活扶助や住宅扶助などのように金銭給付される保護費だけでなく、医療扶助（医療の給付）など現物給付として行われる保護費も含まれ、現物給付の場合は金銭に換算して返還対象額を算出するものと解されているので、返還額について、医療費１０割分を含んだ額とした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

（５）したがって、少なくとも処分庁が審査請求人世帯に対して法による保護を開始した平成２９年６月２１日時点に、本件年金の受給権が発生しており、これを審査請求人の資力とみて処分庁が行った本件処分は、法令等の定めに従って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子